

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「企業の持続的な成長・発展を目指して、より健全かつ効率的な優れた経営が行われるよう、経営方針について意思決定するとともに、経営者の業務執行を適切に監督、評価し、動機付けを行っていく仕組み」ととらえており、株主、顧客をはじめとするステークホルダーの信頼を一層高め企業価値の向上を追求することを目的として、経営体制を強化し、その監視機能を充実させるための諸施策を推進している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	92,319,000	9.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,218,000	7.37
日誠不動産株式会社	53,104,894	5.50
大日製罐株式会社	42,561,420	4.40
第一生命保険株式会社	35,000,092	3.62
日辰貿易株式会社	31,277,557	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	26,592,000	2.75
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	25,907,590	2.68
日本生命保険相互会社	19,000,755	1.96
BNPパリバ証券株式会社	14,385,774	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況に関する注記

1. 上記の「所有株式数」には、次のとおり信託財産が含まれている。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	証券投資信託	34,062千株	年金信託	29,748千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	証券投資信託	22,548千株	年金信託	23,467千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	年金信託	8,219千株		

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同所有者である他4社から、2014年6月30日付で大量保有報告(変更報告書)の提出があり、2014年6月23日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けているが、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていない。

所有株式数:39,956千株 所有株式数の割合:4.16%

3. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同所有者である他3社から、2014年9月17日付で大量保有報告(変更報告書)の提出があり、2014年9月10日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けているが、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていない。

所有株式数:98,325千株 所有株式数の割合:10.19%

4. 野村證券株式会社及びその共同所有者である他2社から、2015年1月9日付で大量保有報告(変更報告書)の提出があり、2014年12月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けているが、当社として当期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況との関係は把握できていない。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、国内の上場子会社1社及びインドの上場子会社1社が存するが、当該2社の経営上の意思決定は、それぞれの取締役会及び株主総会で決定されている。当社は、株主として、株主総会での決議事項に議決権を行使している。また、当社は、当該2社の内部統制状況を聴取し、それぞれ評価している。なお、当該2社は、当社とは別に独自に採用を行っており、また、当社からの出向者はおらず、一部の役員を除き、人的交流はない。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
鈴木登夫	他の会社の出身者									△			
内永ゆか子	他の会社の出身者									△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木登夫	○	鈴木登夫氏は、2006年3月まで株式会社日立製作所の執行役常務を務めていた。当社は、同社との間で、2014年度において情報システムの開発委託等の取引があるが、その取引額は、同社及び当社双方において連結売上高の1%未満であった。	鈴木登夫氏は、長年にわたり会社経営に携わっており、経営者としての豊富な経験や見識を当社の経営に反映させることができ、当社から独立した立場から当社の経営に対する監視機能を果たすことができると判断している。また、東京証券取引所が定める「独立性基準及び開示加重要件」にも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断している。
		内永ゆか子氏は、2007年3月まで日本アイ・ビー・エム株式会社の取締役専務執行役員を務めていた。当社は、同社との	

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武智克典	○	—	武智克典氏は、企業法務分野において活動する弁護士として、当社グループの経営に対する専門的、多角的、独立的な視点からの監査機能の強化に資することができると考えている。また、「独立性基準及び開示加重要件」にも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断している。
白田佳子	○	—	白田佳子氏は、財務会計や経営を専門とする大学教授として、当社グループの経営に対する専門的、多角的、独立的な視点からの監査機能の強化に資することができると考えている。また、「独立性基準及び開示加重要件」にも該当せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないことから、独立役員として相応しいと判断している。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、役員報酬委員会において、市場性を参考として連結営業利益の増減に連動させ、これに各取締役の貢献度を加味して決定している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬等の総額: 256百万円 (賞与額46百万円を含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議による報酬等の限度額の範囲内において、市場性を参考として連結営業利益の増減に連動させ、これに各取締役の貢献度を加味して決定することとしている。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役直轄組織である監査役室の専属スタッフが、社外監査役に対する職務のサポートを行っている。

取締役会の開催にあたっては、取締役、常勤監査役と同様、社外取締役及び社外監査役に資料の事前配付が行われている。また、社外取締役に対しては、担当役員が事前に付議事項について説明を行い、社外監査役に対しては、常勤監査役が必要に応じて事前説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役設置会社であり、取締役会及び監査役会を置いている。

このほかに、執行役員制度を導入するとともに、役員指名委員会、役員報酬委員会、執行会議及びサステナビリティ委員会を設置している。

1. 取締役会・取締役

取締役会は、経営方針決定の迅速化及び企業統治の強化の観点から、社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、そのうち社外取締役1名は女性である。取締役会は、原則として月1回開催しており、会社法で定められた事項及び取締役会規程で定められた重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況の報告がなされ、業務執行を監督している。

2. 執行会議

執行会議は、業務執行にかかる重要な事項の審議機関として原則として月2回開催している。構成メンバーは、取締役会が選任した役員等からなり、監査の一環として監査役1名が出席している。当会議の審議内容及び結果については、取締役会に報告している。

3. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、当社グループのサステナビリティ経営の諮問機関として、サステナビリティに係る方針及び活動計画の策定やサステナビリティ活動の評価・推進のために、年数回開催している。構成メンバーは、取締役会が選任した役員等からなり、監査の一環として監査役1名が出席している。当委員会の審議内容及び結果については、取締役会に報告している。

4. 監査役会・監査役

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、そのうち社外監査役1名は女性である。監査役会は、原則として月1回開催しており、監査方針、監査計画等について審議、決議するほか、各監査役が監査実施結果を報告している。監査役は、取締役会、執行会議、サステナビリティ委員会その他重要な会議へ出席するほか、代表取締役と定期的に情報・意見の交換を行い、取締役、執行役員及び従業員から業務遂行状況を聴取している。また、監査役直轄組織として監査役室を設置し、監査役職務の補助のための専属のスタッフを3名置いている。

常勤監査役の間瀬嘉之氏は、税理士の資格を有するとともに、長年当社の経理業務を担当しており、社外監査役の武智克典氏は、企業法務における知見に加え、税理士法第51条に基づく通知税理士として税理士業務に従事しており、社外監査役の白田佳子氏は、大学教授として財務会計や経営に関する研究・教育に携わっており、3氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

5. 内部監査部門

内部統制部は、9名のスタッフを置き、内部統制状況のモニタリングを含む内部監査を実施している。アジア・オセアニア、中国、米州・欧州においては、各地域における内部監査部門が、それぞれの内部監査を実施している。

6. 会計監査人

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツが選任されている。当社は、当該会計監査人に正確な経営情報を提供し、公正な会計監査が実施される環境を整備している。当社の会計監査を執行した公認会計士は、北村嘉章、大竹貴也の両氏である。監査業務にかかわる補助者は、30名程度である。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名とそれぞれ責任限定契約を締結しており、社外取締役及び社外監査役は、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、執行役員制度を導入することにより、意思決定と執行を分離し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図っている。また、独立性の高い社外取締役2名を取締役に加え、経営者の業務執行に対する監督機能を強化している。さらに、社外取締役2名をメンバーに含む「役員指名

委員会」と「役員報酬委員会」を設置し、役員候補者の選任及び役員報酬の決定に際して、外部の客観的な意見が反映されるようにしている。
また、弁護士及び大学教授である社外監査役2名を含めた4名の監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携しながら監査を行っている。
以上のとおり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制となっている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主による議決権行使の利便性を図るため、電磁的方法(インターネット)により議決権を行使できるようにしている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」により議決権を行使できるようにしている。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社及び証券代行機関のホームページへの招集通知の掲載を実施している。
その他	当社ホームページに、招集通知及び添付書類を掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの展示会・会社説明会(東証IRフェスタなど)へ毎年参加している。また、不定期で個人投資家向けの説明会を開催している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(2月、8月を予定)開催しており、社長執行役員及び担当役員が説明している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、欧米・アジアの機関投資家を対象とした個別訪問や証券会社主催のカンファレンス等への参加といった海外IRを実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当業務にIRを含むコーポレートコミュニケーション部を設置し、IR活動を推進している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「DICグループ行動規範」において必要なステークホルダーを対象にした責務を記載している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	従来から、環境保全の取組み状況を含めたCSR活動全般について、CSRレポートを作成、公表していたが、2014年度から、取組みの方向性をより明確にし、グローバルな事業活動に相応しいものに位置付けるため、活動の名称を「CSR」から「サステナビリティ」に変更し、会社概要とCSRレポートを統合した「DICレポート」を作成、公表している。
その他	当社は、サステナビリティへの取り組みの具体的なテーマの一つである「人材マネジメント」の中で、女性活躍推進を中心とした多彩な人材が活躍できる環境の整備を進めている。現在、当社では女性の取締役及び監査役をそれぞれ1名選任しているほか、仕事と子育ての両立を支援するための制度の充実や、管理職や様々な職域での女性の登用に努めている。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1 内部統制に関する基本的な考え方

当社は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が「The DIC WAY」に則った経営を行うにあたり、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」並びに「資産の保全」の4つの目的を達成するために、会社法及び金融商品取引法に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を以下のとおり整備・運用する。

2 内部統制整備の内容

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会規程や稟議規程を整備し、意思決定に関する権限を明確にする。
- 2) 社外取締役を選任し、経営に対する監視機能の強化を図る。
- 3) コンプライアンスに関する行動規範を定め、周知徹底を図る。
- 4) 内部監査部門を設置し、内部統制の整備・運用状況について定期的なモニタリングを実施する。モニタリングで発見された重要な課題、改善状況は、代表取締役定期的に報告するとともに、必要に応じて対応策を検討する。このうち特に重要なものについては取締役会に報告する。
- 5) コンプライアンスに関する内部通報制度を制定し、業務上の情報伝達経路とは独立した複数のルートからなる内部通報窓口を設け、国内外からの通報に速やかに対応できる仕組の整備を進める。また、通報者が不利益を被らない体制を整備する。
- 6) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、その不当要求等に対しては、弁護士や警察等と連携して組織的に毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制を確保するため、組織及び権限に関する規程を制定する。
- 2) 業務執行の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入する。取締役会は、定款及び取締役会規程に定められた重要な業務執行を決定するとともに、執行役員の業務執行状況を監督する。
- 3) 経営方針及び経営戦略に基づき、中期経営計画・年度予算を策定、周知することで当社グループの目標を共有する。これらの進捗状況については取締役会に報告する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理に関する規程に基づき保管する。
- 2) 情報管理体制に関する規程を制定し、秘密漏洩の防止体制を整備する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスクマネジメントに関する方針」を定め、当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識、評価し、優先順位を決めて適切に対応する。
- 2) 当社グループのリスクマネジメントシステムを構築し、PDCAのサイクルを適切に回すことにより、その有効性を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社ごとに事業遂行及び経営管理の観点から所管部門を定め、また、各子会社に取締役を派遣することによって各社の業務執行を監督する。
- 2) 子会社における重要案件等、親会社である当社に承認又は報告が必要な事項を明確にする。
- 3) 内部監査部門が子会社の定期的な内部監査を実施する。
- 4) 子会社の社員は、コンプライアンスに関する当社グループ共通の内部通報窓口に対して、直接通報できるものとする。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、稟議決裁内容を常時閲覧できる。
- 2) 取締役・執行役員・従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び「監査役又は監査役会に報告すべき事項」として監査役会が指定した事項を監査役又は監査役会に報告する。
- 3) 監査役は、代表取締役と定期的に情報、意見の交換を行うほか、内部監査部門、会計監査人、子会社監査役とそれぞれ定期的に連絡会議を開催するなどにより、緊密な連携を図る。
- 4) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属のスタッフを配置する。当該スタッフは、監査役の指揮命令にのみ服するとともに、その評価は監査役が実施し、その人事異動・懲戒処分等については、監査役の事前同意を得る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「DICグループ行動規範」において、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、その要求には決して屈しないことを基本方針としている。反社会的勢力による不当要求等に対しては、当社総務人事部を統括部署とし、当社の各事業所及び国内の当社グループ会社に防止責任者を設置し、弁護士や警察等と連携して毅然とした対応をとる。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を配布し、社内への周知徹底を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

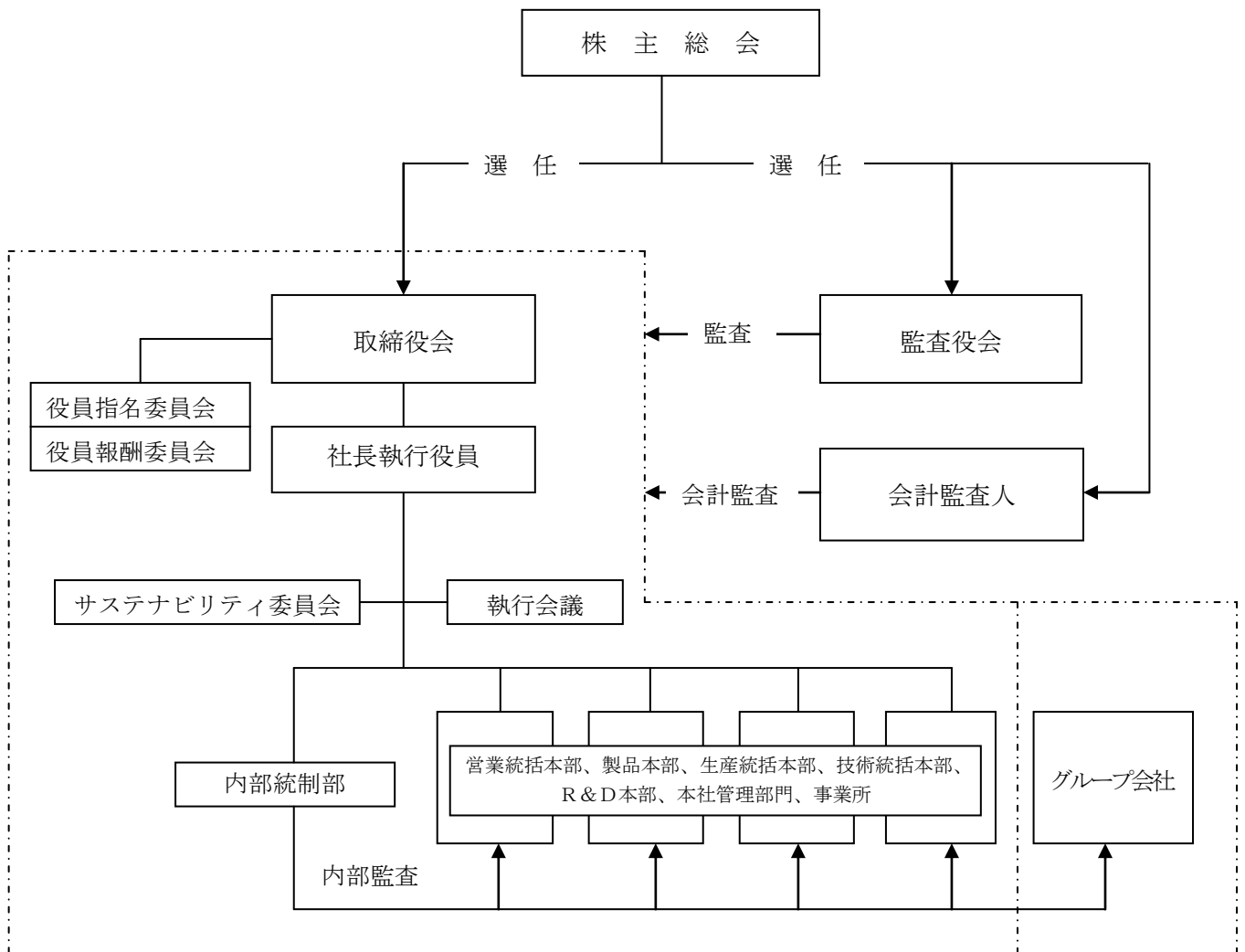
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

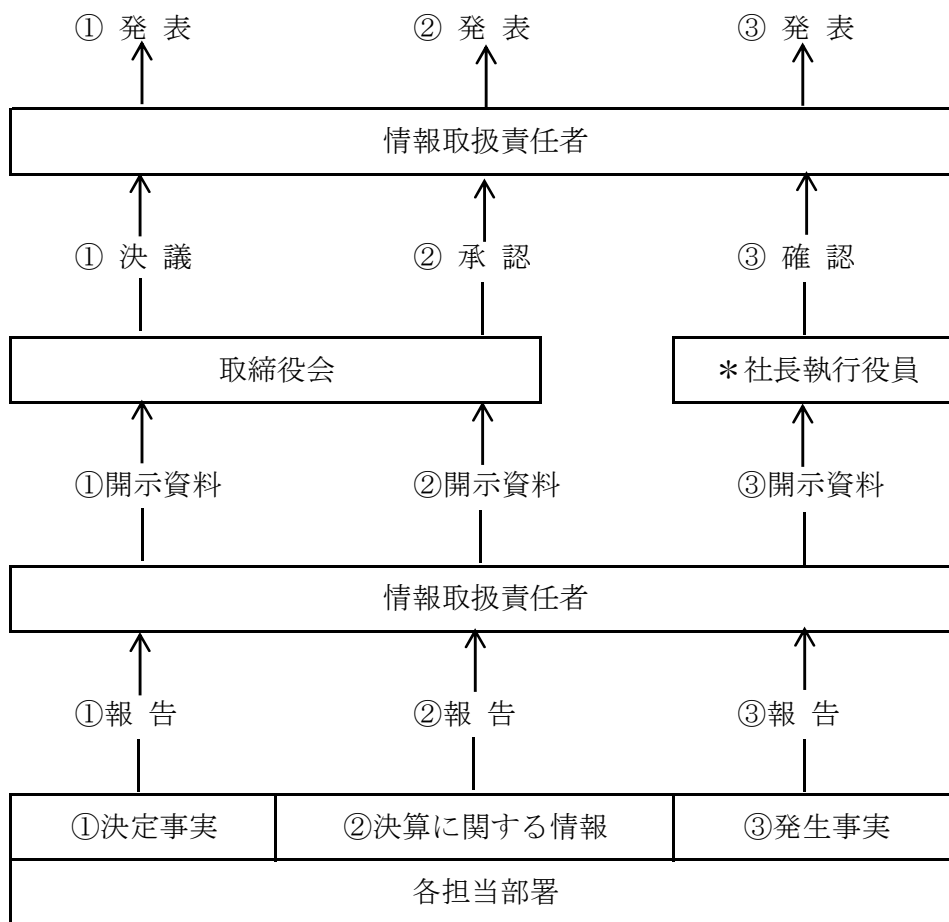
適時開示体制の概要

1. 当社は証券取引所への開示に関する規定を定め、決定または発生した重要な情報を、情報取扱責任者が一元的に把握・管理することにより、適時に開示する社内体制の整備に努めている。
2. 適時開示する重要な情報の基準は、当社が上場する証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従う。
3. 重要な情報については、社内において当該情報の取扱部署から情報取扱責任者にすみやかに報告する体制をとっている。
4. 重要な情報の開示手続きは、次の通りである。
 - 1) 決定事実については、取締役会の決議を経た後、情報取扱責任者より開示する。
 - 2) 発生事実については、社長執行役員の確認を得た後、情報取扱責任者より開示する。
 但し、速やかに社長執行役員に連絡が取れない場合で、かつ緊急に開示が求められる場合は、他の代表取締役役に報告し、確認を得た後、情報取扱責任者より開示する。
- 3) 決算に関する情報については、取締役会の承認を得た後、情報取扱責任者より開示する。
5. 当社の情報取扱責任者は、コーポレートコミュニケーション部長である。

<コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図>



<適時開示体制に関する模式図>



* 速やかに社長執行役員に連絡が取れない場合で、かつ緊急に開示が求められる場合は、他の代表取締役とする。